

名古屋大学法学部 創立五十周年記念シンポジウム 基調報告 資料

「国際化の中の司法制度改革」

「共生社会を支える法曹をめざして」

——自由・共生・創造——

名古屋大学大学院法学研究科

法科大学院問題検討ワーキング・グループ

I 21世紀の社会に求められる法曹像

我々は、地域社会において隣人たちと支え合いながら、共に生きていかなければならない。同時に、21世紀にあってはますます狭くなる地球の上で、多様な者と世界的規模で様々に繋がりが合いながら、共に生きていかなければならない。各人が自由に、自ら有する力を最大限に発揮しつつ、平和で豊かな社会を協力し合って創造していくためには、法の支配が不可欠である。法の支配は、資質・素養・専門的能力を十分に備えた法曹が、使命感をもってこれを支えることにより、初めて現実的なものとなる。

これまでの行政国家から、自由な個人の結びつきからなる共生社会へと変化する時代にあっては、法曹の役割は従来に比して格段に増大する。法曹は、分業が高度に進み変化が激しい社会において、紛争の予防と紛争の合理的解決のために力を尽くすことにより、社会構成員の自由が保障されるように努めなければならない。法の支配の貫徹を通して人々の創造的な営みを支援することにより、公正で豊かな共生社会が構築されるように努めなければならない。そのために、21世紀の法曹には、ますます高度な資質や能力が求められる。それに伴って、21世紀の法曹を養成する制度にも、大きな転換が求められる。

このような時代の法曹は、次のような専門的能力を備えている必要がある。地域社会や世界的規模で生じている現実を、リアルな眼で認識する能力。法の専門的知識と法的調査能力を基礎として、現実が生じる問題を多面的な角度から法的に分析する能力。他者の主張に謙虚に耳を傾けつつ、人間と社会に対する洞察力をもって法的に思考し、当事者が新たな時代を切り拓く理想的な人間関係を構築していくことを創造的に提案できる能力。合理的な知性と公共に尽くす情熱を基礎に、議論の応酬を繰り返しながら、説得力や行動力をもって問題の現実的解決にあたる能力。分

I. 21世紀の社会に求められる法曹像



〈2〉「国際化の中の司法制度改革」(法科大学院問題検討ワーキング・グループ)

業が高度に進む時代には、法曹もまた各自が得意分野を磨く必要がある。国際化時代には、外国法や異文化への感度も磨かなければならない。他者が置かれた多様な状況に関する豊かな想像力をもって、異質な者と交渉し交流する術を身につけていることが求められる。

法曹はまた、基礎的な素養として幅広い識見を有する教養人でなければならない。異なった学問的素養をバックグラウンドにもつ多様な法曹が存在することも、社会にとって重要である。国際的コミュニケーション・ツールとしての英語などの外国語能力や情報処理・会計などの技能を身に付けていることも、21世紀の法曹にはますます望まれるところとなってきた。

それらにも増して法曹に強く求められるのは、基礎的な素質として、豊かな人間性・感受性を有しており、深い思考力や冷静な判断力を備えていることである。しかも法曹は、何よりも公共精神に富んだ者でなければならない。

II 現在の法曹養成における問題点

今日我が国で法曹を希望する者にとっては、司法試験という合格率3%前後の難関を突破することが、実質的には唯一無二といってよいほどの関門となっている。いきおい、法曹を希望する者は、その難関を突破するための受験勉強にエネルギーの大部分を費やしている。現在の法曹養成における問題点は、現行の司法試験制度の問題点にほぼ重なっている。

司法試験受験生の多くは、大学の単位は最小の労力で確保しながら、そして古典への耽溺や現実の社会問題に向かう情熱や濃密な友人関係など、若い魂が吸い込まれそうになることはすべて、合格までは御法度と断ち切りながら、司法試験予備校の指南に従いつつ、試験に出そうな知識の暗記に励んでいる。大学の授業は、司法試験対策の観点からは無駄が多い、と受験生は考える。法学部の授業では、教官が幅広く深く学修させようと創意工夫を凝らすほど、司法試験受験生の足が遠のく。大学における学修が法曹資格に結びつけられてさえいない今日の制度の下で、未来の法曹は大学の授業につき、身を入れて勉強するインセンティブをもたない。我々法学部の教官は、多くの司法試験受験生に日常的に接することによって、近年は彼らがますます論点カードの丸暗記に明け暮れるようになってきているという状況の変化を目の当たりにしている。それだけに、法曹養成の現状に対する我々の危機感は深い。

基本3科目の短答式試験、基本6科目の論文式試験および口述試験よりなる司法試験により、法曹に求められる法的基礎知識は、ある程度客観的に測定される。しかしそれは、法曹に求められる能力のうちの限られた一部であるにすぎない。このような試験によっては、法曹に求められる倫理感も、多面的な専門的能力も、幅広い学芸の素養も、人間としての基礎的な資質も、評価を受けることが

II. 現在の法曹養成における問題点

≡ 現行司法試験制度の問題点

★論点カード暗記勉強への偏り

★予備校に通いながら

受験勉強に専念

司法試験 → 資本試験

経済的自立の遅れ

ない。論点カードを丸暗記する受験勉強には学問の喜びも感動もなく、法的思考力や応用力、基礎となる教養や諸技能などが受験勉強によって養われることもない。そのうえ近時は、専攻分野の基本書さえ読まない受験勉強のスタイルが一般化してきたから、法の体系的理解も培われない。友人たちとの人間関係さえ希薄化させながら苦しい勉強を重ねることにより厳しい関門を突破した成功体験は、むしろ他人の痛みを感じ取る想像力の欠落へと繋がりがやすくさえている。

予備校に授業料を納めながら受験勉強に明け暮れる生活は、親により経済的に全面的に支えられることが少なくない。この現象は、近年我が国の多くの家庭が豊かになった証でもある。反面、経済的ゆとりがない家庭の子女は、「資本試験」とさえ揶揄されるようになってきている司法試験から、事実上締め出される結果となっている。しかし、経済的に恵まれた家庭に育ち、家族の声援を受けつつ司法試験をめざす受験生にとっても、受験勉強に専念できるこのような状況は真の恵みではない。当面の生活上の様々な苦難から遮断されつつ、不合格による将来のリスクにおびえつつ、司法試験の受験勉強だけに明け暮れながら青春の何年かを費やす生活は、人間としての健全な成長に資するものではない。経済的自立の遅れは、社会経験の乏しさや精神的自立の遅れを伴いがちである。このような生活体験を経て難関を突破したことにより、根拠のないエリート意識は育てられるかもしれないが、公共を何よりも重んじる志の高さは育まれない。

現在の司法試験制度の大きな利点は、誰にでも開放された試験であって、情実の入り込む余地のない形で公平・公正に運用されているところにある。法的基礎知識の有無を測定する「一発勝負」の得点により勝敗を分ける客観的な制度は、公平・公正に運用しやすい。これに対し、良い法曹として活躍できる資質や素養、多面的な専門能力を見極めることは、誰が行うにせよ極めて困難である。誰かが責任をもって公平・公正に、他人に対する総合的評価を下すことは容易ではないからこそ、我が国は次善の、簡便な一発勝負の試験に、公平・公正さの実現を託してきた。司法試験のみに依拠した法曹選抜システムの大きな特徴は、法曹をめざす者の総合的評価の難しさを避けたシステムである点にある。しかし、そのような、一時点での試験結果だけで判定する一発勝負の選抜システムには、限界があるといわざるをえない。

資質ある者を責任をもって選抜し、学問的素養や専門的能力を身につけさせて良い法曹に育てる一連のプロセスとしての、選抜システム、教育システム、評価システム、研修システムを備えた法曹養成制度を、我が国において総合的に設計し直さなければならない。

現行司法試験制度の特色

一 発勝負の選抜システムへの依存

= 法曹をめざす者の

総合的評価の難しさを避けたシステム

公平・公正、開放性の理念を
別の形で生かす新システムを構築することにより
司法試験制度の根本的改革をめざすべき

Ⅲ 大学・大学院が法曹養成に果たしうる役割

大学・大学院には、固有の人材養成機能がある。

(4) 「国際化の中の司法制度改革」(法科大学院問題検討ワーキング・グループ)

第一に、大学・大学院は、そこに集う人々に、自由に感じ、考えることのできる時間と空間を提供する。そこでは、幅広い教養教育とともに、法の専門知識を骨太に体系的に学ぶ高等教育の機会を、充実した形で用意することができる。また、先端的研究の場である大学・大学院においてこそ、スペシャリティの開拓もできる。このような大学・大学院という自由な時間と空間に身を置くことによって、人々は自己が肌身で感じ取れる日々の現実から、悠久の歴史や遙かなる未来へと時間軸を広げ、あるいは地球規模、さらには宇宙にまで空間軸を広げながら、深く考えたり感じたりすることができる。思考力や感受性や判断力は、このような環境においてこそ育まれる。

第二に、大学・大学院は 多様な他者との出会いの場でもある。多様で異質な者と切磋琢磨しあいながら、共通の目標に向かって困難を共に乗り越える経験を通じてこそ、深い人間的な信頼関係が築かれうることを、学生はそれぞれの体験から学ぶことができる。このような体験と信頼関係に結ばれた人の輪は、とりわけ若い学生にとっては、以後の人生を過ごす上でかけがえのない財産となることであろう。文明や学術は国境を容易に越えるものであるところから、今日の大学・大学院はますます国際的な情報空間となっており、多様な文化を背景とする多様な人々と交流する豊かな刺激に溢れている。したがって、大学・大学院で繰り上げられる異質な者との切磋琢磨や深い信頼関係の構築もまた、国境を容易に越えるものとなりやすい。

21世紀の共生社会を支える法曹の養成は、このような大学・大学院の広い人材養成機能に連結し直す必要がある。大学・大学院における教育は、法曹養成を具体的な目標に掲げつつ、設計し直す必要がある。

名古屋大学法学部は、これまでに様々な大学改革に取り組んできた。例えば、いち早く入試改革を行って、推薦入試制度、社会人・帰国子女を対象とする特別選抜制度、留学生を対象とする特別選抜制度などにつき試行錯誤を重ね、我々のキャンパスを、多様な人々と出会って切磋琢磨しあう場とすることに努めてきた。教養部廃止と全学共通教育体制への移行に伴い、1996年度以降、専門教育と教養教育を4年一貫教育に組み込むとともに、4年間を通じて少人数の演習科目を履修させることを柱とする大規模なカリキュラム改革を行った。1990年の法学部創立40周年に、アジア地域の法政研究教育に力を注ぐ決意をして、募金活動を行い、アジア地域を中心とする国際交流や留学生の受け入れに努めてきた。近時は、アジア諸国の法整備支援事業を推進してきている。大学院重点化施策の一環として、高度専門職業人教育に取り組むとともに、名古屋弁護士会やトヨタ法務会議との連携を強め、弁護士や企業法務部の実務経験豊富な法律専門家を客員教授・助教授に迎えている。専任教官に関しても、多彩な出身大学や多様なバックグラウンドを有する教官から構成されているという点から見て、我が国でも有数の法学部となっている。

大学・大学院の改革につき以上のような経験を積み重ねる中で、改革に常に積極的に取り組む組織的体質が備わってき

Ⅲ. 大学・大学院が法曹養成に果たしうる役割

大学・大学院の広い人材養成機能

★自由に感じ、考えることのできる時間と空間

★多様な他者との出会い

→ 切磋琢磨・信頼関係の構築

21世紀の共生社会を支える法曹の養成は、
大学・大学院の人材養成機能に連結すべき

ていることは、本学部・研究科の自負するところである。我々は、今次の法科大学院の構築に関わる課題は、大学改革への努力をさらに一段高次のレベルに引き上げるものと位置づけている。これまで積み上げてきた本学部・研究科の教育改革にさらに新しい一頁を加えるべく、我々は今後要請される諸改革に積極的に取り組む用意がある。

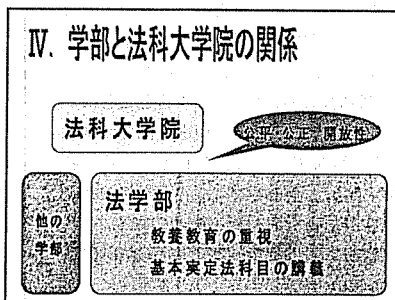
もつとも、現在検討されている法曹養成制度改革としての法科大学院問題は、一大学の判断のみによって取り組みうる課題ではない。法曹養成制度を「一発勝負からプロセスへ」と改革するためには、司法試験改革と結びつくことが不可欠であり、国家的規模での取り組みが必要である。現行司法試験が有する公平・公正さ、開放性を別な形で生かす制度設計を、我が国全体として行うことによって、法曹養成制度を抜本的に改革する必要がある。この課題を、これに関心を持つ全ての人々と共に考える中で、我々は本学部・研究科として歩むべき方向を模索していきたい。

IV 学部と法科大学院の関係

法曹養成のプロセスの一段階に大学教育を組み込む場合、その期間は大学院までもを合わせた6年間程度は必要であろうことにつき、現在ほぼ関係者の合意が得られてきている。しかも、学部として法学部を残すことについても、大方の意見が合致している。現在全国にある93の法学部が、年に5万人近い人数の学生を世に送り出していることによって果たしている多様な役割は、引き続きこれらの法学部によって担われ続けるのが望ましい。したがって、法曹養成に特化した教育は、大学院の修士課程に相当する法科大学院において担われるのが望ましい。

法科大学院問題を検討する際には、法学部教育の改革も併せて検討する必要がある。大学教育においては、いずれの学部においても今後なお一層教養教育を重視していく必要があるが、望ましい法曹を養成するという観点からは、この点が一段と強調されるべきである。哲学・歴史・心理学・文学・自然科学等々の幅広い教育が、法学部のカリキュラムに十分に組み入れられなければならない。政治学・経済学・社会学等々の社会科学の基礎の学修には、とりわけ重点を置くべきである。英語などの外国語能力や情報処理・会計などの技能も、一定レベルに到達させておくのが望ましい。それらに加えて、基本的な実定法科目に関する講義中心の教育は、法学部で行うのが適切である。基礎法分野を学ぶ機会も、学部段階で提供することが望ましい。高学年次の学生には、応用的・先端的科目の講義科目を幾つか履修できるようにしておくことが考えられる。例えば4年次の学生には、法科大学院で開講される応用的・先端的科目の幾つかを聴講して単位を取得する機会を与えることも、検討に値しよう。

法曹になるのは、全国の法学部を卒業する学生のごく一部である。現行司法試



〈6〉「国際化の中の司法制度改革」(法科大学院問題検討ワーキング・グループ)

験制度が公平・公正である利点を、新たな法曹養成制度にも形を変えて生かすべきであるとするれば、法科大学院は全ての大学の法学部生に等しく機会を与えるものでなければならない。また、現行司法試験制度が有する開放性を、新たな法曹養成制度にも形を変えて生かすべきであるとするれば、法科大学院は法学部以外の学部出身者や社会経験の豊富な者にも十分な機会を与えるものでなければならない。他学部出身者や社会人の受け入れは、多様なバックグラウンドを有する法曹の育成が社会的に望ましいという点からも、学生が異質の者と出会うことが法曹養成教育の効果を高めるという点からも、積極的に推進するべきである。

以上のような、公平・公正、および開放性・多様性の理念を掲げた場合に、具体的に問題となるのは、法科大学院の入学者選抜制度と、学部・法科大学院の修業年限の定め方である。名古屋大学法学部の法科大学院問題ワーキング・グループは、種々の議論の末、全国の法科大学院が足並み揃えて採用すべき入学者選抜制度および修業年限の定め方として、次の提案を行うことにした。

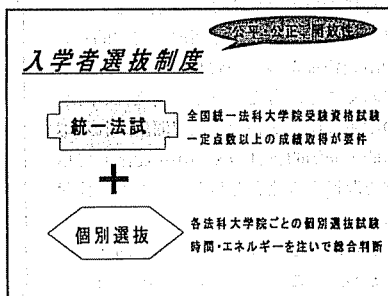
(1) 入学者選抜制度

入学者選抜は、①全国統一法科大学院受験資格試験（以下、統一法試と略称する）と、②各大学院ごとの個別選抜試験（以下、個別選抜と略称する）の組み合わせによって行う。

統一法試は、法科大学院の入学志願者が、必ず受験しなければならない試験とする。統一法試において一定点数以上の成績を取得したことを、全国いずれの法科大学院を受験するに際しても必要な、共通の資格要件とする。その場合の合格者数は、全国の法科大学院入学者総数の3倍から4倍程度をめざすものとする。統一法試の内容は、現行司法試験における短答式試験や、大学入学試験としてのセンター入試に類似したものとして構想できるであろう。具体的な制度設計としては、年に2回これを実施し、それで得た成績は2年間、法科大学院の受験資格として有効とする、といったことが考えられてよい。

統一法試の狙いは二つある。第一は、法科大学院で学ぶに足るだけの法的基礎知識を備えているか否かを、客観的に判定できることである。この制度が設けられるならば、統一法試により測定される法的基礎知識の修得は、全国の法学部における法学教育にとって、一つの到達目標として機能するようになるであろう。あるいは、他学部出身者を含め、法科大学院へ入学を希望する全ての者にとって、勉強する際の一つの到達目標として機能することであろう。

統一法試の第二の狙いは、法科大学院の入学者選抜が全国的規模で公平・公正に行われることを、誰の目にも見える形で客観的に保証しようとするところにある。後述のように、個別選抜は各大学院の広い裁量でもって行われるところに特徴がある。それだけに、各大学院の裁量の幅をこのような統一法試の成績により客観的に画することは、現行司法試験制度が特徴とするところの、客観性につき



疑念の残りようのない公平・公正さを、別の形で生かすことに繋がるであろう。

以上に対し、個別選抜の主眼は、総合的全体的な判断を下す点にある。各法科大学院がそれぞれの方針に従い、入学志願者の基礎的資質・素質、および教養教育・学部における専攻・特筆すべき活動歴等、入学志願者がこれまで積み上げてきたプロセスの全体を、書類審査や面接により時間をかけて見極めながら選抜する。「一発勝負からプロセスへ」法曹養成制度を切り替えるためには、「プロセスで育てる」教育システムを強化するだけでは足りない。志願者が迎ってきたプロセスを、エネルギーを注いで総合的に判断し、法曹に育てるべき母集団を選ぶための評価システムを、強化しなければならない。このような「プロセスで選ぶ」個別選抜は、学部段階における教育の充実にも大きく資することになる。個別選抜を各法科大学院で有意義に行う

ためには、入学志願者の出身学部・大学に、適正な成績評価や推薦書の記載等を求める必要がある。少なくとも、優・良・可・不可の割合を個別科目ごとに明示する成績表の提出を、法科大学院が足並み揃えて求めることなどが、検討の対象となりえよう。ちなみに、名古屋大学法学部においてはこれまで、推薦入試、社会人・帰国子女特別入試、編入学試験等につき、志願理由書、出身学部の学習履歴、推薦書、面接等に重きを置きながら入学選抜を行ってきた。入学後の学習状況等を分析してみると、これらの入試で入学を認めた者につき、好結果が得られている。このような経験に鑑み、以上のような個別選抜の実効性と有効性につき、我々は疑念を持たない。

なお、各法科大学院が時間をかけエネルギーを注いでじっくり個別選抜を行い得るようになるためには、現実問題としては、入学志願者に対し、併願数の制限を課す制度を全体として統一的に設けておく等の必要も生じよう。そのためには例えば、統一法試の成績証明書書を1受験シーズン一定数までしか出さないようにすればよいのであるから、技術的には対応可能であるとする。

(2) 修業年限

これまでの法科大学院に関する議論の主流は、法学部出身者は、法学部・法科大学院を合わせて6年間の修業年限でよいが、他学部出身者は1年多い7年間の修業期間とするものようである。しかしながら我々ワーキング・グループは、この点につき実行可能性にまで立ち入って検討した結果、法学部出身者と他学部出身者の合理的な区別はそれほど容易で

統一法試の狙い

- ① 法科大学院で学ぶに足る法的基礎知識の有無を、客観的に判定
- ② 各法科大学院の裁量の幅を統一的に画することにより、全国的規模での公平・公正を、客観的に保障

個別選抜の狙い・方法・前提

- ① 各法科大学院ごとに特色を發揮
- ② 志願者の資質・素質や履修履歴を、書類審査や面接により見極めて、総合的全体的な判断を下す
- ③ 志願者の出身大学・学部にて、適正な成績評価や推薦書の記載を求めらるる必要

〈8〉「国際化の中の司法制度改革」(法科大学院問題検討ワーキング・グループ)

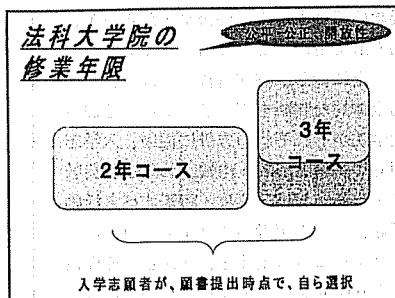
はないとの結論に達した。

そこで我々は、次のような提案をした。法科大学院の修業年限は、法学部の存続を前提とする以上、2年間で基本とするべきである。しかし、法学の基礎知識の学修履歴に乏しく、統一法試の最低点をようやくクリアした程度の者にとっては、3年間の学修が望ましい。したがって、法科大学院には2年コースと3年コースの二つを設ける。いずれのコースに入るかは、入学志願者が、入学願書提出時点で選択するものとする。各法科大学院は、そのような当事者の選択をも考慮に入れながら、個別選抜により総合判断をする(入学後に、成績不良者などが留年したり、成績優良者が飛び級の恩恵に与ったりすることは、一般原則通りとする)。もしもこのような制度が全国統一的に採用されるとするならば、我々は、学生が異質の者と出会うことの教育的意義と、様々なバックグラウンドを有する者が法曹に育つことの社会的意義を重んじるから、学部段階で法律以外の学修を主として行ってきた者が3年コースを選べば、統一法試が最低点近くでも、おそらくは合格させる、という運用を名大としてはなすことであろう。

(3) 同一大学における学生の早期囲い込みの抑制

我々が以上のように、公平・公正、および開放性・多様性を尊重しようとするのは、現行司法試験制度を抜本的に改革する必要があると考えるからである。抜本的改革につき国民のコンセンサスを得るためには、新たな法曹養成制度の重要な部分を占める法科大学院の全体的な制度設計において、そのような理念を掲げることが求められる。法科大学院を設置する個別大学の観点に立てば、自大学の法学部出身者を早期に囲い込んで教育し、入学者選抜において優遇したくなるのは当然である。しかしそれでは、法科大学院を設置しない大学の法学部出身者や他学部出身者に対して不公平である。

司法試験制度の抜本的解決を図り、新旧司法試験を併用する移行期間をできるかぎり短くすることにつき国民的なコンセンサスを得るためには、各法科大学院の個別選抜に関しても公平・公正の理念が貫かれるべきである。同一大学法学部出身者優先の精神は盛り込むべきでない。そうはいつても総合判断である限り、公平・公正であることを誰にでも客観的に見える形で選抜することは至難の業である。統一法試の併用は、上記のように公平・公正を客観的に担保する役割をも果たすであろうが、個別選抜における裁量の幅はなお広い。そこで、公平・公正、開放性・多様性尊重の精神を生かす客観的なルールを、さらに重ね合わせる事が考えられる。例え



早期囲い込みの抑制

~~同一大学法学部出身者優先の方針~~

全国的統一ルールとして、
各法科大学院は、同一大学の法学部出身者の比率の上限を
50%を超えることができないとしたらどうか

↓

多様なバックグラウンドを有する者が法科大学院に集う意義

ば、全国の法科大学院が足並み揃えて、同一大学の法学部出身者の比率は、50%を超えることはできない、という統一ルールを設けることなどが検討の対象となりえよう。このような統一ルールにより、各法科大学院に多様なバックグラウンドを有する者が集うことを保障することは、望ましい法曹を養成するという観点からも少なからぬ意義を有することであろう。

V 法科大学院の修了から法曹資格の取得まで

法科大学院における学生の受け入れと送り出しに関する、いわば入口・出口のシステムは、法科大学院がその他の社会に接続する部分である。このような接続部分に関しては、全国的に統一の制度設計を行った方が、関係者に対し互換性のある選択肢を円滑に提供できるといったメリットがある。ここでは、上記の入学者選抜方法に引き続いて、法科大学院の修了後のプロセスを検討する。

法科大学院制度の核心は、その修了を法曹資格取得の一要件と位置づけることにある。現行司法試験は法学部の卒業さえ要件としていないのであるから、これは大きな改革である。しかし、法科大学院の修了をもって、直ちに完全な法曹資格を取得できるとすることは躊躇される。法律実務に責任をもって携わるには、経験豊かな実務法曹の仕事の現場で先輩法曹の驛尾に付しながら、公共に資する気構えや相手方の立場を尊重する交渉現場での息づかいにまで直接に接しつつ、魂のこもった法律実務訓練を受けるもう一段階のプロセスを経ることが望ましい。このような法律実務に即した教育は、大学では難しいし、大学の強みが発揮される部分でもない。

そうであれば、現行の司法修習制度か、あるいは再設計された何らかの実務的司法修習のプロセスが、法科大学院修了後に課されることが望まれる。司法修習段階の実務教育を、現在のように国家の責任で統一的に実施運営するのか、それとも司法修習機関を複数設置することによって、これもまた互いに切磋琢磨し合うものとするか等々の具体的内容は、法務省や法曹三者を中心に構成されるであろう機関で詰められることになる。ここでは仮に、司法修習のプロセスが、期間を1年間と短縮しながらも残されるものとする、法科大学院を設置する法曹養成制度改革がなされた後の新司法試験は、そのような司法修習を受ける資格を判定する試験として位置づけられることになる。したがって、新司法試験制度の具体的な内容は、この司法修習制度の企画・運営に当たる機関が中心となって検討することになると考えられる。しかし、新司法試験制度が法科大学院の教育に与える影響は大きい。新司法試験の内容に関しては、法科大学院側の意見をよく聴取し、法科大学院で行われる教育にも常に配慮しながら調整を図っていくものとすることを要望したい。

新司法試験制度の試験内容に勝つとも劣らないほどの影響を、法科大学院に与えるであろう点は、新司法試験を受験する時期である。これに関して、我々ワーキング・グループは次の提案をしたい。

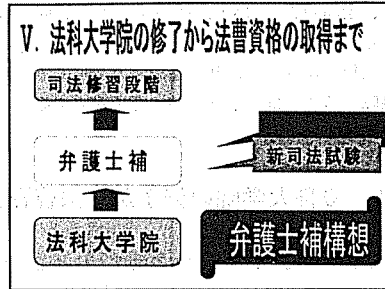
(1) 弁護士補構想の提案

法科大学院修了者は、まず就職をする。法科大学院を修了しても、それだけで直ちに法曹になることはできないが、弁護士補になることはできるものとする。弁護士補は、弁護

〈10〉「国際化の中の司法制度改革」(法科大学院問題検討ワーキング・グループ)

士に雇用され、その監督下においてのみ、法律実務に携わることができる。単独では事件を受理できない。弁護士補は、働きながら学び続け、新司法試験を受験する。これに合格した者は、弁護士補としての実務経験を少なくとも2年間経た後に、司法修習段階へ進む。

新司法試験は、法科大学院修了者の8割前後が合格する資格試験と位置づけられる。新司法試験の実施時期は、ここでは仮に、現行司法試験の論文試験や口述試験と同様に、毎年夏から秋にかけての時期とする。これを受験するには、法科大学院を修了していなければならない。3月に法科大学院を修了する者の多くが迎える標準コースは、4月から弁護士補として就職し、その年の秋には司法修習段階に進める切符を手にして将来の道を確保しながら、さらに弁護士補として翌年まで働き、翌々年の1年間を司法修習にあてた後、晴れて完全な法曹資格を取得するというものである。法科大学院を修了した年に新司法試験に合格しなかった者も、翌年の試験に合格すれば、格別に遅れることなく司法修習段階に達することができる。



(2) 弁護士補構想の狙い

このような弁護士補構想を提示する狙いは、次の4点にまとめることができる。

第一に、弁護士補として働く経験は、それ自体が良き法曹になるために有意義な研修プロセスとなることを期待できる。経験豊かな先輩弁護士の驍尾に付しながら、依頼人に対し誠実に法的サービスを提供することを直接的に体験することは、正規の法曹の一員に加えられるための要件とするにふさわしい。

第二に、法科大学院修了者の経済的自立が早期に図られる。いつまでも経済的自立を果たせないまま受験勉強に明け暮れる生活を未来の法曹に強いることは、共生社会を支える法曹を養成するにふさわしい方法ではない。分業社会の一員として自らも役割を果たし、働くことによって経済的対価を得、生活を成り立たせながら、さらに高次の法律専門家をめざして研鑽を続け、多段階からなるプロセスを一段階ずつ昇っていくような制度こそが、21世紀の法曹養成にふさわしい。働きながら学ぶのが標準コースとなれば、不合格のリスクに怯える必要も現在よりは軽減される。これによって彼らの置かれる状況は大きく改善されることであろう。

第三に、在学中は新司法試験の受験を認めないことによって、法科大学院段階の教育プロセスの充実が図られる。仮に在学中も新司法試験を受験できるとすれば、学生は法科大学院の提供する教育につきあうのは程々にして、新司法試験の受験勉強に相当のエネルギーを割くことになるかもしれない。学生個々人の立場からは、少しでも早く約束された将来への切符を手にしたくなることであろう。しかし「一発勝負からプロセスへ」法曹養成制度を切り替えることが、現在最も望まれていることであることを考えると、全体的立場からは、一つ一つのプロセスを充実させるような制度設計こそが望ましい。

第四に、法科大学院修了後に直ちに就職するのが標準コースとなれば、各人の法曹とし

ての将来性につき、雇用者となる先登弁護士などによって総合的評価を受ける機会が、法科大学院の修了段階において新たに付加されることになる。「一発勝負からプロセスへ」切り替えるためには、教育プロセスの充実化に加えて、プロセスで獲得したものにつき総合的判断が下される評価システムの充実化が求められる。雇用者は、時間とエネルギーを惜しまずに、就職希望者の資質や素質、教育プロセスの成果を総合的に評価するインセンティブをもつ。ちなみに、このような就職段階での評価を意義あるものとするためには、法科大学院は、就職希望者の個人につき、適正な成績評価や推薦書の提出を責任をもって行うようにする必要がある。少なくとも、優・良・可・不可の割合を個別科目ごとに明示する成績表の提出を、法科大学院が足並み揃えて行うことなどは、法科大学院制度の発足にあたり、あらかじめ定めておくことが望ましい。

弁護士補構想の狙い

- ① それ自身が有意義な研修プロセス
- ② 経済的自立の早期確立
- ③ 法科大学院段階の
教育プロセスの充実
- ④ 雇用者(先登弁護士)から
総合評価を受ける機会の付加

ところで、法科大学院修了者は、弁護士補以外にも、様々な職業につくことであろう。例えば、企業に就職して法務部等で働く者や、裁判所書記官・調査官等の職に就く者、行政職の公務員になる者、あるいは司法書士への道を歩む者などに分かれることであろう。それらの職業経験が、法律実務経験として弁護士補としての経験に匹敵する場合には、法曹になる前段階の実務経験として、弁護士補の場合と同等に取り扱われうる制度にしておくのが望ましい。もっとも、そのためには多様な職業経験のそれぞれにつき個別的な判断が求められようから、具体的個別的に判断する権限を、例えば司法研修所に委ねるなどの措置が必要となろう。なお、我が国の司法制度や法曹養成制度が抜本的に改革される場合には、司法書士などの隣接職種がどのように位置づけられるべきかについても再検討されることになろうが、当面は弁護士と司法書士の両制度が併存するとした場合に、弁護士補と並んで司法書士補の制度も設けるものとし、法科大学院修了者は直ちに司法書士補ともなりうるようにする等の措置が望まれよう。

VI 法科大学院における教育内容・方法

法科大学院の修了を、法曹資格の一要件と位置づけるとなれば、法科大学院における教育の品質を保証する体制は一段と厳しく問われることになる。法曹という高度専門職業人を養成する目標にかなった教育を展開することによって、具体的な教育成果を上げようようにするためには、個々の教官レベルでの意識改革が必要なのは当然であるが、個人レベルに止まらない組織体としての真剣な取り組みが強く求められることになる。法科大学院を設置しようとする者には、法科大学院を、教育の品質を高める我が国の高等教育改革の、まさに最先端に位置づけられうる内実のものへと育てていく覚悟が求められよう。

(12) 「国際化の中の司法制度改革」(法科大学院問題検討ワーキング・グループ)

法科大学院における教育内容・方法に関しては、自ずから共通部分が生まれようし、全国レベルでコアカリキュラムを設けることも考えられる。しかし基本的には、各法科大学院が個性を発揮しながら、最も効果が上がる教育カリキュラムの創意工夫に常時努めるものとするべきである。法科大学院相互間でもそれぞれの試みにより切磋琢磨し合うことによって、良質の法曹教育が我が国に定着していく結果となることが望まれる。

名古屋大学においては、我々は次のような点に力を注ぎたい。

(1) 1クラス15名までの少人数教育

法科大学院においては、少人数の学生からなる専門ゼミにおいて、専門的な事例研究をなすことを、カリキュラムの中核に据える。講義形式の一方的な知識の伝授によっては、法曹に必要な能力の一部分しか養われないからである。全員が授業時間内に十分に討議に参加しうするためには、1クラス15名までを一単位としてクラス編成をなす必要がある。専門ゼミでは、成績優秀な上級生をティーチング・アシスタントに採用することによって、多面的な角度から議論を展開したり、レポートの添削を十分にに行ないやすくすることなども検討したい。

(2) 総合課題ゼミ

以上の専門ゼミに加えて、複数教官がクラスを担当する総合課題ゼミを、各学期を通じて全ての学生が週に1コマ程度は履修し続けることを、我々のカリキュラムの基本に位置づけたい。総合課題ゼミでは重要な事例を取り上げ、担当教官の専門とする法分野にも限定することなくあらゆる角度から法的な分析を行い、問題解決方法を総合的に検討する。この世で人々が遭遇する具体的な問題は、法分野ごとの縦割りででは捉えきれないものであるのがむしろ普通である。したがって法科大学院では、科目別の縦割り教育ではない問題解決志向型の教育をめざす必要があるが、総合課題ゼミはそれにふさわしいものとなることであろう。総合課題ゼミにおいては、学生のクラス編成は年ごとに行うが、教官の組み合わせは学期ごとに変える。学生はもちろんのこと、授業を担当する教官にとっても、総合課題ゼミは多様な他者との学問的交流の場であり、切磋琢磨の貴重な機会である。ここでの真剣な出会いを通じて、教育内容の高度化も良い教育方法の伝播も自然に行われることになろうから、これはファカルティ・ディベロップメントが自動的に組み込まれた教育システムでもあることになる。ちなみに、法

Ⅶ. 法科大学院における教育内容・方法

各法科大学院が、教育の品質保証に
真剣に取り組むべき

各法科大学院が、教育内容・方法に
創意工夫をこらすことにより
切磋琢磨すべき

名古屋大学の場合

- ① 専門ゼミ---専門的な事例研究
1クラス15名までの少人数教育
全員が授業時間内に討議に十分参加
ティーチング・アシスタントの参加
- ② 総合課題ゼミ---複数教官担当制
法分野別縦割教育を排除・問題解決志向
教官も含めて多様な他者との切磋琢磨
各期週1コマ程度必修

科大学院では、教官スタッフに多数の法律実務家の参加を願う必要があるが、複数教官が担当する総合課題ゼミは、学者と実務家の協力により展開するにふさわしい授業形態の最右翼のものとなるであろう。

(3) 各学期に配置される特色ある授業

2年コースの通常のカリキュラムにあつては、1年次の前期に、法的技法基礎（リーガル・ベイシックス）の授業を必修科目とし、法的な資料収集、分析研究、文章表現の基礎を学ぶものとする。1年次の後期においては、法律実務家の協力を得ながら、カウンセリング・交渉術・法曹倫理等の講義や演習を履修する。先端的・応用的・基礎法的科目等々の講義は選択科目として、2年次の前期にとりわけ広く履修できるようにする。他大学・他機関から講師を招いて集中講義を行ったり、本学の他研究科・他学部で開講される関連科目の受講を認めたりしながら、学生がそれぞれの関心に応じて多様な学修をなしうる機会を増やす。専門ゼミに関しても、この時期ともなれば各自が様々な先端事例研究ゼミを履修し、得意分野を磨いていけるようにする。さらに、模擬法廷演習を組み入れて、実務への傾斜を強めたプレゼンテーションの訓練も行う。2年次の後期には、修士論文ないしリサーチペーパーの執筆を義務づける。法的文書による表現能力を涵養することは、法科大学院の教育の全体を通じて重視されるべきであるが、それに加えて教育課程の締めくくりには、自らの発掘した法的問題を分析し、相当にまとめた論文の形式で発表することを求めるべきである。また、模擬裁判の実施等によるプレゼンテーションのコンテストなども、法科大学院の教育課程を締めくくる行事として企画したい。なお、3年コースのカリキュラムにあつては、以上の2年間のカリキュラムに先立って1年間の特別カリキュラムを組み、基本的な実定法科目や基礎法科目の体系的な履修を行うものとする。

名古屋大学の場合(続き)

- ③ 各学期に配置される特色ある授業
 1年前期-法的技法基礎(リーガル・ベイシックス)
 1年後期-カウンセリング・交渉術・法曹倫理
 2年前期-先端的・応用的・基礎法的科目(選択)
 模擬法廷演習
 2年後期-リサーチ・ペーパー
 3年コース-以上に先立ち、1年間、
 基本的実定法科目・基礎法科目を
 体系的に履修

(4) 地域的・国際的な体験的学修の推奨

共生社会を支える法曹を養成するには、法科大学院の教育課程の中においても、学生が多様な者と出会って多面的な刺激を受け、切磋琢磨しながら深い信頼関係を築き上げていけるような工夫が求められる。名古屋大学の法科大学院では、様々な体験的学修の機会を豊富に提供するものとした。例えば、夏期休暇などにおいては、弁護士会や企業法務部の協力の下にインターンシップを経験したり、あるいは社会的奉仕活動を経験することが、むしろ通例になるようにしたい。短期留学など、学生が様々な国際交流経験を得られるように努める。あるいは法科大学院として、留学生と日本人学生を対象に英語を用いて行う授業や行事なども用意する。法律相談やセツルメント活動によって、学生が地域社会と積極的に関わることも推奨する。これらの体験的学修のうち、適切な内容のものについては単位を与えることも検討する。なお、国際交流に関しては、名古屋大学の法学部は近時とりわけアジア地域の法整備支援事業に力を注いでいる。我々は、本学部として組織を

〈14〉「国際化の中の司法制度改革」(法科大学院問題検討ワーキング・グループ)

上げて取り組むに値すると位置づけてきた課題に、むしろ学生を積極的に巻き込むことによって、世界に目を向けた法曹を育てていくという課題に繋げていきたいと考えている。

(5) 修了要件・成績評価など

法科大学院のカリキュラムは、それぞれの授業内容を濃密にすることが望まれるから、むしろ過密にならないようにするべきである。セメスター制を採用するものとし、週に演習4コマと講義2コマ、あるいは演習3コマと講義4コマ程度を履修するものとして、半期に12から14単位ほどを修得することがマキシマムであろうこと、および最終の学期は修士論文等の執筆の余裕があるようにすべきことを考えるならば、2年コースでは46単位程度の修得を、3年コースでは70単位程度の修得を修了要件とすることなどが考えられよう。

法科大学院の各授業においては、成績評価を厳格に行うべきである。また、どのような点をどのような基準で評価するかを、あらかじめ学生に提示しておく必要がある。各人の成績表は、例えば優・良・可・不可の割合を個別科目ごとに明示しながら作成するものとする。少人数クラスで人間的交流も濃密な関係において、学生を厳しく評価し、明確に当人に伝えることは、授業担当教官にとって心理的にも容易なことではない。しかし、授業の成果につき総合的評価を下す難しさ避けて通ったのでは、法科大学院構想は完結しない。「プロセスで育てる」のみならず「プロセスで選ぶ」ことを組み込んだ法曹養成システムを構築することなくしては、日本の教育界に根強い「一発勝負」依存体質を打破していくことはできない。

成績評価に関しては、成績不良者に厳しい評価を下すにとどまらず、成績優秀者を賞賛する制度も、正面から組み入れる必要がある。また、ティーチング・アシスタントなど、法科大学院を充実したものにするための重要な仕事を、十分な報酬を与えながら成績優秀者に委嘱するような仕組みも、積極的に導入していきたい。

名古屋大学の場合(続き)

- ④ 地域的・国際的な体験的学修の推奨
インターシップ・社会的奉仕活動
短期留学等の国際交流経験
法律相談・セツルメント活動
- ⑤ 修了要件・成績評価など
2年コース46単位、3年コース70単位程度？
成績評価基準の明示、成績評価割合の明示
「プロセスで育て、プロセスで選ぶ」

VII 法科大学院を成り立たせる制度的な枠組み

法科大学院を成り立たせる制度的な枠組みとしては、人的組織・物的設備の充実、予算の投入・奨学金制度、法科大学院自体の評価の仕組み、適正規模の問題等が重要となろう。

(1) 人的組織・物的設備の充実

教官スタッフには、法科大学院を法学教育の品質向上の一大契機となすことにつき、使命感をもって取り組むことが求められようが、それと並んで制度的には、少人数教育を展開しうる手厚い教官配置が是非とも必要である。教官対学生比率については、クリアしなければならない最低の基準を、制度発足にあたり全国レベルで明示しておくことが望ましい。教育をサポートするその他のスタッフも充実しなければならない。我が国では、医師

の養成に費用がかかることは、国民の健康を確保するために必要であると了解されている。同様に社会の健全化を図るためには、法曹の養成にも費用をかける必要があることにつき、国民の了解を求めていく必要がある。

法科大学院では、中核となる専任の教員集団に加えて、法曹実務家をはじめとする多様な実務家のパートタイム的な協力も得やすい体制にする必要がある。国立大学に関しては、弁護士法30条や国家公務員の兼業規制の見直しも必要となる。

同一大学の法科大学院と法学部との間では、教員の協力体制が敷かれることになろうし、それは望ましいことである。もっとも、それぞれに責任をもつ人的組織を設けた方が、それぞれの運営が円滑化するのではないが。

法科大学院においては、人的組織の充実と並んで、建物・施設・図書・情報関連設備等においても十分な整備を図らなければならない。発足に当たり、そのような物的条件も十分に充足されていることが確認されなければならない。

(2) 予算の投入・奨学金制度

法科大学院は相当規模の予算投入を必要とするから、その負担のあり方が論じられなければならない。設置者には一定の覚悟が求められようが、同時に、国は対象が私学であろうとも、予算的にそれを強く支援する体制を敷く必要がある。良い法曹を日本で十分に養成するには、教育投資を避けて通れない。法の支配を日本で確立するための費用として、このような未来に向けての教育投資につき国民の理解を得るように努めなければならない。

法科大学院に関しては、国家資金の直接的な投入以外にも、学生を対象とする資金援助がとりわけ求められる。法科大学院においても一定程度の受益者負担は避けられず、授業料としてある程度の額が徴収されることにならざるをえないであろうが、その際、生計にゆとりのない者が法曹への道を閉ざされることがあってはならない。予備校中心の受験勉強への専念が一般的となることによって「司法試験」が「資本試験」と化している現状は、法科大学院においては改められなければならない。若くて貧しくて有能な者が、多額の借金を頼りに将来の高収入だけを夢見て法曹をめざすようになるか、自らが若い頃に社会から支えられたことを肝に銘じつつ、社会的正義を実現すべく弱者の視点に立ちながら献身的に人生を送るようになるか、そのいずれかによって、日本の未来の姿は変わってくる。公共精神に溢れた法曹は、公共的に支えながら養成する必要がある。奨学金制度や学資貸与制度を大幅に拡大することによって、意欲と能力のある者を全体として支え育てる体制を、我が国は充実していかなければならない。

(3) 法科大学院の第三者評価システム

文部省、法務省、裁判所、弁護士会や法科大学院関係者が協力して、法科大学院の第三者評価を行う機関を設ける必要がある。前述のように、現在の司法試験制度の最大の問題点は、法曹養成・選抜のほとんどを、法曹に望まれる能力に関する総合的評価の難しさを

VII. 法科大学院を成り立たせる制度的な枠組み

- ① 人的組織・物的設備の充実
- ② 予算の投入・奨学金制度
- ③ 法科大学院の第三者評価システム
- ④ 法科大学院の適正規模

〈16〉「国際化の中の司法制度改革」(法科大学院問題検討ワーキング・グループ)

避けつつ、一発勝負の試験の成績に委ねてきたところにある。これを克服して法曹養成のプロセスを重視し、「一発勝負」を「プロセスで育て、プロセスで選ぶ」教育システム・評価システムに全面的に置き換えるためには、多層的な評価システムを構築する必要がある。第一段階は、法科大学院が学生を評価するシステムである。入学者選抜においても授業の成績においても、それぞれの時点で厳格かつ公正な総合評価が下される仕組みが構築されなければならない。第二段階は、第三者評価機関が法科大学院を評価するシステムである。各法科大学院で提供される教育プロセス・入学者選抜・成績評価・修了認定等が果たして適切であるか否かが、さらに第三者的な立場から外部の機関によって評価される仕組みが構築されなければならない。

もともと、法科大学院の評価もまた、最後は総合的判断とならざるをえない性格のものである。したがって、誰が担うにしても、これを客観的に、誰にも不満が残らないように正しく行うことは至難の業である。それにも拘わらず、厳格な評価を下し、その評価如何によって、例えば投入される予算の額が変わるような仕組みを設ける必要があるが、しかし、評価の困難さと間違え可能性を考えると、短期間に激変をもたらすような措置は避けるべきである。また、改善努力を惜しむ法科大学院に厳しい評価を下すにとどまらず、成果を上げている法科大学院を賞賛する制度も活用するべきである。賞賛する場合は、仮に間違えた評価をしてしまったとしても、実害は少なくてすむ。

(4) 法科大学院の適正規模

法科大学院は、少人数教育を主体としつつ、異質な他者と出会い切磋琢磨する場として構想する限り、その適正規模は自ずから決まってくる。例えば、50名前後から200名前後までといった規模が適正であると考えられる。

ところで、法科大学院を運営する立場から重要と考えられるのは、学生の定員数が厳格に定められることのないような制度とすることである。法曹養成には時間がかかる以上、将来の法曹の、いわば見込み生産量を調整するためのゆるやかな装置は、国家レベルで設けておくのが望ましく、それは例えば、上記のような法科大学院の第三者評価機関が担うのが適切であると考えられる。しかし、そのような学生総定員数の国家レベルでの管理と、各法科大学院の自主性との調整方法が、具体的に検討されなければならない。例えば、学生数の最大数と最小数を定めたり、学生数と教官数の比率を一定数以上にすることを求めたりするような規制は、むしろ必要であると考えられる。しかし、一定範囲内であれば、各法科大学院は学生選抜につき自主的に判断できる権限を有するべきであり、その権限を、入学志願者や卒業者の動向を勘案しながら行使するべきである。

VIII 法科大学院の多様な生かし方

法科大学院は、何よりも法曹養成のプロセスであることを中核に据えつつ、構想されるべきである。しかしながら、法科大学院構想が固められた後には、それを他にも生かす方法がないかを検討して差し支えない。例えば、アメリカのロー・スクールのLL.Mコースにも匹敵するような1年間または2年間の特別コースを設けるならば、現在大学院の高度専門職業人コースに職場から派遣されている院生等をこのコースに託すことができようし、

留学生も引き続き受け入れやすいことになる。このような多様な人々に法科大学院の門戸を開くことは、法科大学院で学ぶ正規の学生にとっても、異質な他者と出会う機会が増える点で、教育効果が期待できる。この点は、共生社会を支える法曹を養成するという視点からは、とりわけて重要である。しかも留学生を受け入れやすい制度にすることは、国際化時代における法曹養成という視点からも、是非とも推進すべき課題である。

法科大学院はまた、弁護士など法律実務家の継続的教育・研修にも活用できる余地がある。高度に知的な職業には、継続的な研修の機会が不可欠である。学びながら働き、働きながら学ぶことは、資格や地位を獲得した時点までに限られてはならない。しかも、研修・研究を継続することに熱心な法律実務家に、法科大学院における教育の援助を願うことが一般化すれば、法科大学院の教育の充実にも大きく資することになる。法律実務家が法科大学院に再び学びに来たり教えに来たりすることが一般化すれば、法学分野の研究面においても、理論と実践の融合が図られやすくなるという効果が期待できよう。

高度専門職業人教育に特化した大学院の一つとして、法科大学院の構想が実る際には、我々としては行政・政策科学大学院や、国際関係大学院などの構想もまた、併せて検討する用意がある。研究者養成の大学院は、少なくとも当面はそのまま残すことが現実的であると考えられる。もっとも、法科大学院の修了後に、博士課程の後期課程へ進学する者は多くなることであろう。

以上のように考えると、法科大学院構想は、法学部教育の改革を伴うのみならず、法学研究科再編の引き金となるものであることは明白である。我々本学のスタッフは、これが明治以来の法学教育・研究の体制に一大変革を求めめる大事業であることを認識しつつ、21世紀の共生社会を支えるに足る質・量ともに十分な法曹を名古屋から世界に送り出すことをめざして、ひたむきにこの事業に取り組む所存である。

以上

VIII. 法科大学院の多様な生かし方

- ★ LL.Mコース的な特別コース
職場派遣学生・留学生の受け入れ
- ★ 法律実務家の継続的教育・研修への活用
- ★ 法学研究科再編の引き金へ

名古屋大学大学院法学研究科 法科大学院問題検討ワーキング・グループ

伊東 研祐
大澤 裕
小野 耕二
加賀山 茂
紙野 健二
佐分 晴夫
浜田 道代 (主査)
森 英樹

(いずれも名古屋大学大学院法学研究科教授)